

安平町高齢者保健福祉計画・

第8期介護保険事業計画（案）に関する意見募集要領

安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に関するパブリックコメント手続きを実施します。

安平町の高齢化率は令和2年9月末時点で37.0%となっており、その進行は第7期介護保険事業計画で見込まれた推計を上回っています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能とすることを目的とした「地域包括ケアシステム」の推進に取り組むため、令和3年度から3年間の計画期間とする高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定を進めています。

つきましては、広く町民の皆さんの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1 意見募集の対象

安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）

2 公表する資料

安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）

3 資料の閲覧方法等

①次の場所で閲覧できます。

健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②町ホームページ

※町ホームページをご覧になれない方は、下記へご連絡ください。郵送などでお送りします。

4 意見の提出方法及び場所

意見記入票により提出してください。意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けません。

①持参：下記へ提出してください。

健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②郵送：安平町健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）へ郵送してください。

③ファクシミリ：意見記入票を健康福祉課（29-7076）へ送信してください。

④電子メール：意見記入票を添付またはメール本文等により送信してください。

健康福祉課国保・介護グループ：kaigo-soumu@town.abira.lg.jp

5 意見募集期間 12月25日(金)～1月18日(月)17時15分まで

①持参の場合：月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分

②郵送の場合：1月18日(月)の消印まで有効

③ファクシミリ・電子メールの場合：24時間受付(土日、祝日含む)

ただし、意見募集期間の締切日は、1月18日(月)17時15分まで。

6 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人及び法人、その他団体

7 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と庁の考え方等について次により公表します。

①役場庁舎において公表します。

健康福祉課国保・介護グループ(総合庁舎)

住民サービス課住民サービスグループ(総合支所)

②町ホームページに掲載します。

8 その他

①意見記入票については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所、お名前、ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9 問合せ

健康福祉課国保・介護グループ TEL29-7072 fax29-7076

(〒059-1595 安平町早来大町95番地)

電子メール：kaigo-soumu@town.abira.lg.jp